

手数料に関する事項

【一般登録型】

求人受理時の事務費用 0 円

手数料負担者は求人者とします。

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 成功報酬

【職業紹介サービス】

（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

手数料負担者は求人者とします。

（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合）

当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

手数料負担者は求人者とします。

求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 成功報酬

【職業紹介の付加サービス】

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%

手数料負担者は求人者とします。